

表紙 イラスト・イメージ・写真

尼崎市環境基本計画

案1 環境と調和して暮らすまち あまがさき

1. 尼崎市環境基本計画とは

「尼崎市環境基本計画」は、「尼崎市の環境をまもる条例」第6条に基づく「良好な環境」（第1条で規定される「市民が健康かつ快適な生活を営みうる環境」）の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画」で、本市における最上位計画である「尼崎市総合計画」の理念や目標を環境面から実現するための計画です。

2. 対象とする区域及び対象とする環境

本計画の対象地域は、尼崎市全域とします。

本計画が対象とする環境の範囲は、おおむね以下のとおり定義します。

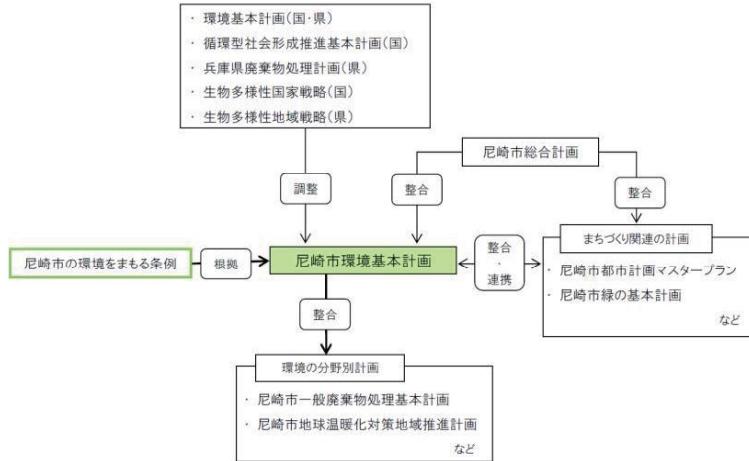
地球環境	地球の温暖化、資源の有効活用など
生活環境	大気、水質、騒音・振動、土壤、廃棄物など
自然環境	身近な自然、緑地・水辺の保全・創出、生物多様性の保全、農地の活用など
環境関連産業	環境ビジネスの活性化、環境経営や産業立地の支援など

3. 計画の期間

令和6年度から令和15年度までの10年間を計画期間とし、社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

4. 他計画との関連について

本計画は、国や県の計画などや市の各種関連計画などと連携・調整を図りながら策定するものです。



5. 尼崎市の環境に関するあゆみと課題 (計画改定の背景)

《公害問題の時代》

阪神工業地帯の一翼を担い発展してきた尼崎市は、工業の集積と人口の密集があいまって、戦後復興期から高度経済成長期にかけて、工場からのばい煙による大気汚染や工場排水による水質汚濁、地下水の汲み上げによる地盤沈下など、公害問題が深刻化してきました。

《環境への关心の高まり》

昭和30年代頃から本格化した公害対策により、健康影響をもたらすような激甚な公害問題は徐々に収束し、平成以降は環境基準を概ね満たす水準まで改善されています。

こうした公害等の経験から、市民が環境に向き合う意識も高く、「地球環境を守るわたしたちの行動計画（ローカルアジェンダ21あまがさき）」（平成8年（1996年））など、環境保全への市民参画が進みました。また、より良い環境を求めて、「自然と文化の森構想」（平成14年（2002年））や県の「尼崎21世紀の森構想」（平成14年（2002年））など、市内において環境共生型のまちづくりも進みました。

《持続可能な社会を目指して》

平成4年（1992年）にリオ・デ・ジャネイロで開催された「地球サミット」では、「持続可能な開発」をテーマに、「気候変動枠組条約」、「生物多様性条約」など、現在につながる重要な環境対策の国際的な枠組みが整えられました。

平成27年（2015年）には、国連サミットで「SDGs（Sustainable Development Goals：持続的な開発目標）」が採択され、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対応し、持続可能な社会を実現するために2030年までに国際社会が目指す目標が定めされました。SDGsを実現するための取組は世界中で進められ、本市においても、あらゆる政策においてSDGsの実現に寄与する取組を行っています。

特に、気候変動や生物多様性の保全は、持続可能な社会を支える基盤であることから、世界規模で関心が高まっており、本市においてもこれらの取組を推進することで経済の活性化にもつながるよう、経済や社会構造を変革していくことが課題となっています。

6. 将来像

大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした現在の社会経済活動やライフスタイルは、繊細なバランスの上に成り立っている環境に負荷を与えており、その結果として気候変動や資源の枯渇、生物多様性の損失、汚染物質の排出など様々な環境問題を引き起こしています。

特に社会経済活動がグローバル化している現代においては、環境問題を地域だけの問題として捉えるだけではなく、地球規模の問題としても捉える必要があり、これまでの環境汚染・負荷を軽減していくという視点に加え、どのような資源・エネルギーをどのように消費していくのかという視点からの取組も行っていかなければなりません。

これらに取り組んでいくためには、かつて尼崎の市民・事業者・行政が互いに努力し、協力しながら深刻な公害問題に取り組んできた経験を踏まえ、私たち一人ひとりの意識・行動を変えていくことが環境問題の解決につながることを認識し、環境と調和したまちの実現を目指していくため、本計画において目指す環境像を次のとおり定めます。

環境と調和して暮らし、働くまち あまがさき

7. 施策体系

目指す環境像

環境と調和して暮らし、働くまち あまがさき



■令和15年度の目標

二酸化炭素排出量(kt-CO₂)

現状	
目標	

エネルギー消費量(TJ)

現状	
目標	

太陽光発電設備導入量(kW)

現状	
目標	

地球温暖化を防止するための行動を実践している市民の割合(%)

現状	
目標	

地球温暖化による危機を認識している市民の割合(%)

現状	
目標	

■現状

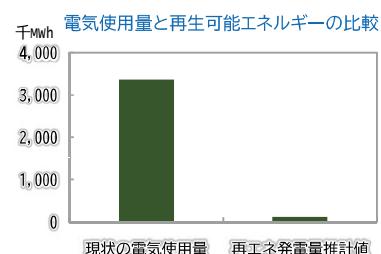
【二酸化炭素排出量】

市域の二酸化炭素排出量は減少傾向にあり、平成25年度（2013年度）から約29.5%減少しています。部門別では、業務その他部門、家庭部門及び産業部門で大きく減少している一方、運輸部門ではあまり減少していません。



【再生可能エネルギー導入量】

市域では、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入が進んでいますが、電気使用量と比べてまだ3%程度です。



■課題

令和12年度（2030年度）に二酸化炭素排出量を平成25年度（2013年度）比で50%以上削減するために、さまざまな手法によってエネルギー消費量を大幅に削減するとともに、再生可能エネルギーの利用を拡大していく必要があります。

方針・施策

方針① 消費するエネルギーを削減・脱炭素化します

徹底的な省エネ対策によりエネルギー消費量を削減するとともに、可能な分野から消費するエネルギーは二酸化炭素を排出しないものへ可能な分野から転換していきます。

● 施策ア 地球温暖化を防止する行動の実践・定着

- ・省エネ診断の実施や省エネ対策に関する情報提供などにより地球温暖化対策に関する知識を実際の環境配慮行動への転換を促します。

● 施策イ 省エネルギー型の設備・建築物の普及

- ・省エネ性能の高い設備への更新、新技術を活用した設備やエネルギーマネジメントシステムの導入、消費エネルギーを大幅に削減、またはエネルギー収支が正味でゼロになる建築物の普及を促します。

● 施策ウ クリーンエネルギーの利用

- ・太陽光発電設備の導入や電化と併せて再生可能エネルギーで発電された電気の利用を推進します。
- ・燃焼時に二酸化炭素を排出しない燃料である水素については燃料電池をはじめとする水素関連技術の普及を進めつつ需要の拡大につなげていきます。
- ・電化が困難な高温域での熱利用についてはメタネーションなどの技術開発の動向を注視していきます。

方針② エネルギー効率の高い都市に転換します

地域におけるエネルギー消費の最適化、自転車や公共交通機関の利用促進などによりエネルギー効率の高い都市への転換を図ります。

● 施策ア エネルギー管理の観点を活かしたまちづくり

- ・一定規模以上の開発が行われる場合には、分散型エネルギー・リソースやエネルギー・マネジメントシステムの導入によりエネルギーの地産地消・融通や脱炭素化を進めるとともに、災害時のレジリエンスの向上につなげます。

● 施策イ 環境負荷の低い交通手段の利用・交通環境の整備

- ・自転車の走行空間の整備やコミュニティサイクルの普及などにより自転車の利用環境の向上を図るとともに、モビリティ・マネジメントにより公共交通機関の利用を進めます。
- ・燃費のよい自動車や走行時に二酸化炭素を排出しない自動車の普及を進めます。

方針③ 気候変動のリスクに備えます

気候変動により生じるおそれのある影響・被害は、主に気温の上昇や降水パターンの変化であることから、これらに関する情報収集を行うとともに、対策を講じていきます。

● 施策ア 気候変動の影響・被害の理解・認識

- ・気候変動の影響・被害については情報が少ないため、国や関係機関などからの情報収集に努めるとともに、その影響・被害について市民・事業者に情報提供を行うことで適応策の意義や必要性について理解・認識を高めます。

● 施策イ 気温の上昇・降水パターンの変化への対応

- ・熱中症の予防や対策に関する啓発や注意喚起などにより熱中症の発症や重症化を防止します。
- ・雨水を地下浸透させる透水性舗装の整備、雨水を有効利用する雨水貯留タンクの普及などにより局所的・短期的な降雨による雨水の河川・下水道への急激な流入を抑制することで浸水被害などの水害を防止します。

コラム

● 【経済のグリーン化とは】

経済のグリーン化とは、経済活動によって地球環境が大きく損なわれることがないよう、経済活動を環境に配慮したものとしていくことです。

経済のグリーン化の例として、グリーントランスポーテーション（脱炭素と産業競争力の向上の実現に向けた経済システム全体の変革）実現に向けた動き、RE100（事業活動の使用電力を100%再生可能エネルギー電力で賄うこと）への取組、エシカル消費（環境に配慮した消費行動）の普及、循環経済（資源消費を最小化、資源・製品の価値の最大化、廃棄物の発生抑止を目指す経済活動）やネイチャーポジティブ経済（生物多様性の回復を実現させる経済活動）の推進などが挙げられます。

目標2 循環型社会の構築

■令和15年度の目標

焼却対象ごみ量(t)

現状	目標

1人1日あたりの燃やすごみ量(g/人・日)

現状	目標

事業系ごみ(t)

現状	目標

廃棄物処理に係る不利益処分等の件数(件)

現状	目標

ごみを発生させない取組を行っている市民の割合(%)

現状	目標

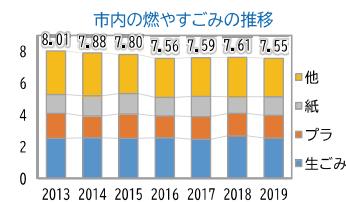
■現状

【ごみの量と質】

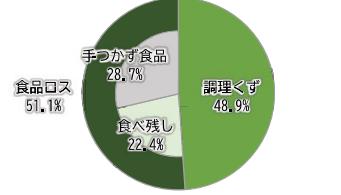
市内の燃やすごみ量は少しづつ減っています。燃やすごみの内訳では、生ごみ、プラスチック等が多く、この中には、缶、ペットボトルや紙など本来資源化対象であるものも多く含まれています。

令和元年（2019年）の生ごみのうち、約半数は手つかず食品や食べ残しなどの「食品ロス」となっています。

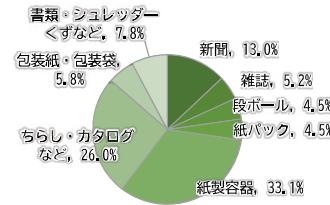
また燃やすごみに含まれる紙には、新聞やダンボールなど分別すれば資源化できる紙も多く含まれています。



生ごみ中の食品ロスの内訳



燃やすごみに含まれる紙の内訳



■課題

計画的に買い物をして食品ロスを削減したり、物品を再使用したり、不要になら分別を徹底して再資源化するなど、資源循環を促進する必要があります。

方針・施策

方針① ごみの発生を抑制します

3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組により、できるだけごみを出さないようにします。特に一般廃棄物については、循環型社会の形成に向けて、今後はごみをつくらないリデュースを最優先として取り組みます。

● 施策ア リデュース・リユースの実践・定着

- 家庭で廃棄される食品の見える化や宴会・会食時の食べきり・持ち帰りの呼びかけなどにより食べ残しや手つかず食品などの食品ロスの削減を進めます。また、余っている食品については福祉団体への寄付などにより有効活用し、福祉の視点からも食品ロスの削減を進めます。
- 使い捨て型の生活の見直しを促すことでレジ袋やペットボトルなどの利用削減を進めるほか、店舗における包装の簡素化やマイボトルの利用促進などによりプラスチックごみの削減を進めます。
- リユースショップやスマートフォンアプリを活用したリユース

サービスに関する情報提供などを行うことでリユースに取り組む機会を創出します。

● 施策イ リサイクルの推進

- 紙資源のうち家庭から排出されるものについては現行の「紙類・衣類」の日の回収だけでなく、資源集団回収運動の活性化により回収量を増加させるとともに事業所から排出されるものについては紙資源業者との連携により分別排出・リサイクルの取組を促進します。
- 生ごみ処理機の普及による生ごみの自主的なリサイクルの促進や有用金属を含む小型家電の効率的なリサイクル手法を検討し、実施します。

方針② ごみを適正に処理します

3Rに取り組んだうえでも残ったごみについては適正に処理をします。

● 施策ア 適正処理の更なる推進

- 多量の廃棄物が発生する大規模な事業用建築物の所有者に対し、廃棄物の減量計画の作成の義務付けや立入検査などにより事業系廃棄物の減量化・適正処理を推進します。
- 資源物の持ち去りを防止するためのパトロールなどの実施や違法な不要品回収業者を利用しないよう呼び掛けることにより適正なリサイクルを推進します。
- 水銀を含む蛍光管などの処理困難物については安全で効率的な収集体制を検討し、適正な排出方法を周知していきます。
- 産業廃棄物の排出事業者や処理業者への立入検査や指導などにより減量・資源化の促進や適正処理の確保を進めます。

・ごみを焼却する際に発生する排熱を発電に利用します。

- クリーンセンター第1工場については、施設の更新や維持管理に係るコストを削減するため、令和7年度に稼働を停止し、焼却施設をクリーンセンター第2工場に集約します。また、現行のごみ処理施設については老朽化が進んでいるため、令和13年度からの稼働を目指し、新たなごみ処理施設を整備します。

● 施策イ 地域環境の美化

- ポイ捨てに由来するごみが河川を経由して海洋ごみの要因になっていることから、まちの美化活動を促進します。
- 不法投棄の未然防止を図るため、パトロールや啓発活動を行います。

目標3 自然共生社会の構築

令和15年度の目標

確認された種の数(種)

現状	
目標	

自然観察や自然保護活動に参加している市民の割合(%)

現状	
目標	

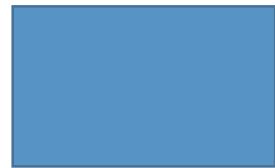
生物多様性の認知度(%)

現状	
目標	

■現状

【自然環境】

本市では河川や水路、社寺林や河畔林、耕作地などが生態系の主要な構成要素となっています。そこには、デンジソウなどの希少な植物やアユやウナギといった海と川を行き来する回遊魚、トノサマガエルやツチガエルなども見られます。特に河川では広い草本群落が分布し多様な生物の生育・生息場所となっています。



生物写真

【みどりの状況】

本市の緑の面積はおよそ450haで推移しており、都市公園の面積は206ha(令和2年度(2021年度))となっています。一方で、主要な生態系の構成要素である耕作地は、農家数とともに減少の一途をたどっています。

■課題

本市にはオオキンケイギクやオオクチバス(ブラックバス)など侵略的外来種と呼ばれる種も多く見られます。また、市民の自然保護活動等への参加率が低いこと、農地が減少していることなどの課題があります。国際社会や国の動向も踏まえて、本市の地域特性に沿った生物多様性の保全の取組を行っていく必要があります。

方針・施策

方針① 生物多様性を理解し、自然からの恵みを活かします

自然からの恵みである生態系サービスを支える生物多様性について理解するとともに、その恵みをまちづくりに活かしていきます。

● 施策ア 生物多様性への理解と配慮行動の実践・定着

- ・尼崎における生物多様性の特徴や自然・生物の大切さを感じできる自然観察会などの自然と触れ合い、学ぶ機会を設けます。
- ・生物多様性の保全などに配慮して生産された商品を消費者が選択できるようエコラベルや有機農法などの環境保全型農業によって生産された農作物の普及を進めます。
- ・生物多様性を保全していくためには、生物の生息・生育状況の把握が不可欠となることから、基礎的な調査を定期的に実施するとともに、情報を蓄積・発信していきます。

● 施策イ 農地の保全・活用

- ・農地は農作物の生産場所としてだけでなく、生物の生息・生育環境としても重要であることから生産緑地地区への指定や市民農園の整備・活用などの多様な手法により都市に

残された農地の保全を図ります。

- ・農作物の生産・販売などに必要な資材などに補助を行うことで農業経営の支援を行います。また、尼崎市産の野菜を「あまやさい」としてブランド化し、広く周知するとともに、地産地消を促進していきます。

● 施策ウ 自然を活用した社会課題の解決

- ・土壤の有する保水・浸透機能が降雨時の下水道負荷の軽減につながるほか、樹木による緑陰の形成や蒸散作用がヒートアイランド現象の緩和や暑さ対策につながることから危険木の撤去の考え方などを踏まえながら公園・街路樹をはじめとする公共施設の緑を適切に保全・維持管理します。
- ・農地を災害発生時に一時避難や負傷者の応急処置の場として使用できるよう防災協力農地の登録を推進します。

方針② 生物の生息・生育環境を保全・創出します

尼崎は都市化が進んでおり、生物の生息・生育環境が少ないため、生活環境に配慮しつつ生物の生息・生育に配慮された身近な自然や緑地・水辺を増やしていきます。

● 施策ア 身近な自然や緑地・水辺の保全・創出

- ・河川や河畔林、社寺林、田畠など過去から存在している環境については、身近な自然として保全していきます。また、現存する貴重な大木や樹林を保護するために保護樹木や保護樹林として指定を行います。
- ・身近な自然や緑地・水辺については身近に生物と触れ合うことができる場となるよう連続性に配慮しつつ生物の生息・生育環境に配慮した維持管理を行います。
- ・一定規模以上の開発が行われる場合にはその場所にある自然的要素を活かすとともに、開発時に設けられる緑地の質を高めていくなどの取組を促進します。

● 施策イ 地域性に配慮した生物の生息・生育環境の保全

- ・地域に固有の希少な生物の生息・生育環境を保全するとともに生態系や人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす侵略的外来種については防除を行います。
- ・植栽を行う際には、生態系に悪影響を及ぼす外来種などを用いないよう配慮するほか、在来種の活用を検討することで地域の生態系に配慮します。

目標4 安全で快適な生活環境の保全

■令和15年度の目標

環境基準の達成率(%)

現状	大気:
	水質:
	騒音:
目標	大気:
	水質:
	騒音:

行政処分件数(件)

現状	
目標	

過去に比べ公害が問題ではない
と考える市民の割合(%)

現状	
目標	

■現状

【大気質・水質】

概ね改善傾向です。

【自動車騒音】

昼間・夜間とも環境基準を達成している割合は平成27年度(2015年)以降98%以上を維持しています。

【ダイオキシン類】

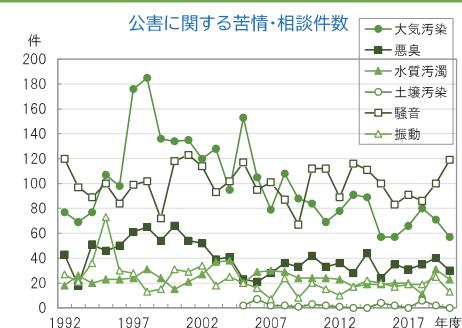
大気質、水質、底質、土壤のいずれにおいても環境基準値を下回る状態が続いているまです。(水質の尾浜大橋地点を除く)

【公害に関する苦情・相談件数】

件数が多い項目は、騒音や大気汚染に関するもの。大気汚染に関する苦情・相談は、平成10年度(1998年度)をピークに減少傾向で、その他の項目はいずれも横ばい傾向です。

■課題

環境基準の達成状況は一定の状況を維持できていますが、閉鎖系海域である尼崎港における水質については過去から改善がみられていないなど未達成の項目・地点が固定化していることなどから今後の対応について検討していく必要があります。



方針・施策

方針 空気・水・土・静けさを大切にします

大気環境や水環境などの状況について監視するとともに、事業所・工事現場への立入検査などにより環境汚染の未然防止に努めます。

● 施策ア 大気環境の保全

- ・大気環境の状況を監視するとともに、大気汚染を防止するため、事業所への立入検査などにより必要に応じて指導を行います。
- ・エコカーの普及に努めるとともに、自動車から公共交通機関への転換の取組を進めることで、過度な自動車利用の抑制に努めます。
- ・建築物からのアスベストの飛散を防止するため、工事現場への立入検査などにより必要に応じて指導を行います。

● 施策イ 水環境の保全

- ・河川や地下水などの水環境の状況を監視するとともに、水質汚濁を防止するため、事業所への立入検査などにより必要に応じて指導を行います。
- ・河川・海域における水環境の向上を図るために、下水道施設の適切な維持管理を行います。

● 施策ウ 静けさの確保

- ・自動車や新幹線、航空機などによる騒音・振動の状況を把握するとともに、必要に応じて国や事業者に対して発生源対策や安全対策などを要望します。
- ・事業所・工事現場などからの騒音・振動については、立入検査などにより必要に応じて指導を行います。

● 施策エ 土壤・地盤環境の保全

- ・土壤汚染の原因となる有害物質の使用や保管について、事業者への指導を行うとともに、土壤汚染が判明した際には適切な対策を指導します。
- ・地盤沈下を未然に防止するため、地盤変動量や地下水位を把握します。

● 施策オ 公害の歴史の継承・環境に関する情報発信

- ・公害の歴史を二度と繰り返さないようにするために、これまでの経験や取組を次世代に引き続ぎます。
- ・これまでに蓄積してきた大気環境や水環境などに関する情報を整理し、わかりやすく発信することで過去からの汚染の推移や現状について、市民や事業者の理解を深めます。

● 施策カ 有害物質・環境リスクへの対応

- ・有害化学物質による環境リスクの低減を図るため、事業者に対して適正保管や適正処分を指導します。
- ・最新の科学的知見や環境に対するリスクなどの情報を収集し、基準への追加が検討されている物質や環境への影響が懸念される物質の調査研究などを行います。
- ・環境基準を達成できていない項目については、その原因や環境改善のための対策に関する情報の収集などに努めます。

目標5 経済のグリーン化

■令和15年度の目標

二酸化炭素排出量あたりの市内総生産(億円/kt-CO₂)

現状	1.699
目標	1.744

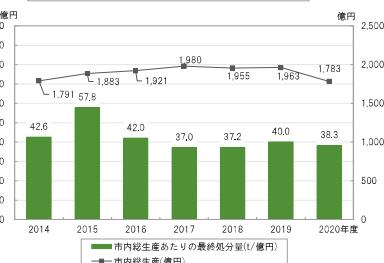
最終処分量あたりの市内総生産(億円/t)

現状	1.9
目標	1.79

■現状

【経済と環境の状況】

市内で1年間に生産された価値の総額を市内総生産といい、経済規模の指標として用いられます。この経済規模の伸びと、経済活動によって影響を受ける環境要素（ここでは二酸化炭素排出量と最終処分量）の推移を比べたとき、2019年度まで市内総生産が増加傾向にある中、市内総生産あたりの値は二酸化炭素排出量で減少傾向、最終処分量で横ばいとなっています。



市内総生産あたりの二酸化炭素排出量(上)
または最終処分量(下)

方針・施策

方針① 環境配慮型のモノ・サービスを消費・普及します

尼崎における経済活動は大量の資源・エネルギーを市外から調達することで維持されており、市外の様々な環境に影響を及ぼしていることから、取引されるモノ・サービスを環境配慮型のものに変えていくことで、経済のグリーン化を進めていきます。

● 施策ア 環境配慮型のモノ・サービスの消費

- 環境や社会にも配慮した経済活動であるエシカル消費という考え方を普及させ、モノ・サービスの消費を通じて経済のグリーン化を進めます。
- 環境に配慮されたモノ・サービスの導入の支援を通じて、環境・エネルギー分野における需要の創出を図ります。
- 事業者による環境への取組の発信とその取組について市民の理解を深めるために、工場や事業所を見学できる機会を設けます。

● 施策イ 環境配慮型のモノ・サービスの普及

- グリーントランスマネジメントの実行、循環経済やナイチャーポジティブ経済への移行といった動きを的確に捉え、省エネ性能や資源の利用効率・循環効率の高い環境配慮型のモノ・サービスの開発・販売を支援します。

方針② 環境に配慮した事業活動をします

事業活動そのものに環境への配慮を組み込むことで経済的な価値だけでなく、社会的な価値を生み出しています。

● 施策ア 環境配慮経営の実践

- グリーントランスマネジメントの実行、循環経済やナイチャーポジティブ経済への移行といった動きを機会と捉え、環境技術の開発やESG投資の呼び込みを支援することで環境配慮経営の普及を進めます。
- 環境問題を取り巻く状況の変化に対応するに資金面の支援だけでなく、情報提供なども含めたきめ細かな取組を講じています。

● 施策イ 環境影響評価制度の活用

- 環境影響評価制度に基づく手続きの機会を捉え、一定の要件を満たす開発の実施に際しては、持続可能なまちづくりにも資する事業となるよう事業者自らによる適正な環境配慮を促進します。

■令和15年度の目標

あまがさき環境オープンカレッジの開催する講座・イベントへの参加者数(人)

現状	
目標	

あまがさき環境オープンカレッジの開催する講座・イベントにおいて実際されるアンケート結果のうち「これから実際にやってみたいことがみつかった」人の割合(%)

現状	
目標	

あまがさき環境教育プログラム実施校(校)

現状	
目標	

環境に関する学習・イベントに参加している市民の割合(%)

現状	
目標	

■現状

NPO法人あまがさき環境オープンカレッジを中心として、市民・学校・事業者・市の協働のもと「エコあまフェスタ」をはじめ、子どもから大人まで幅広い層を対象とした環境に関するイベントや講座が多数行われています。

参加数は令和元年度(2019年度)にかけて増加傾向にありました。令和3年度(2021年度)には47件の講座・イベントが開催され、2,136人の参加者がありました。

あまがさき環境オープンカレッジにおける講座の実施状況



■課題

今後、知識を得るだけでなく、環境に配慮したライフスタイルへと変化をもたらす学びとしていくなど質を高めていくほか、市民だけでなく企業との連携を行っていくことが課題です。

方針・施策

方針① 環境問題を知り、行動します

様々な環境問題の現状や原因を知り、行動につなげていきます。

● 施策ア 効果的・効率的な情報提供・交換

- 世代別の行動様式などを加味し、紙媒体やHPだけでなくSNSなども活用することにより多くの人に情報を効果的・効率的に発信します。
- 市民や市民団体、事業者などとの交流の機会を増やし、環境に関する情報の交換や共有を促します。

● 施策イ 関心・理解の度合いに応じた環境学習・啓発の実施

- あまがさき環境オープンカレッジと連携し、入門的な内容から専門的な内容まで関心・理解の度合いに応じて学べる機会を提供します。また、座学だけでなく、必要に応じて屋外での体験学習を通じて環境への理解を深めます。

● 施策ウ 環境教育の充実

- 独自の小学生向け環境教育プログラムである「あまがさき

環境教育プログラム」に基づく環境教育を普及するほか、必要に応じて内容の見直しや対象者の拡大に取り組みます。

● 施策エ 環境保全活動の支援

- 環境活動団体の活動の活性化を図るために講師の派遣や環境保全活動に必要となる費用への助成などを行います。
- 環境保全活動を始めるためのきっかけ作りや仲間作りを支援することで新たに環境保全活動に携わる市民を増やします。

● 施策オ 環境保全活動の担い手の育成

- あまがさき環境オープンカレッジと連携し、環境に関する情報交換や交流の機会をつくることで、新たな担い手を発掘するほか、人材を育成するための講座を開催します。

方針② 多様な主体と連携し、様々な場面に環境の視点を取り入れます

環境保全活動を促進するため、多様な主体の参画や経済・社会に関する取組との連携を進めます。

● 施策ア 多様な主体との連携・ネットワークの拡大

- 様々な視点から環境問題に取り組めるよう様々な分野で活動する市民団体や専門家、企業などと連携し、環境問題を取り組む主体の裾野を広げるとともに、分野を越えたネットワークを築いていきます。

● 施策イ マルチベネフィットを意識した取組の実践

- 環境に関する課題と経済・社会に関する課題は関連している場合が多く、労力・資金を効果的・効率的に活用するためにも課題の同時解決を意識した取組を検討していきます。

8. 市民・事業者・市の役割

市民	環境問題に対する関心や理解を深め、環境に配慮した行動を実践します。
事業者	事業活動における環境負荷を削減するための取組を行います。
市	市民や事業者が環境保全に取り組める環境整備を行います。

9. 推進体制

市	・本計画に関する部署全体の協力を得ながら、計画の進捗管理を行います。各部署で担当している事業や取組について、進捗状況の把握を行うとともに計画の推進にあたっての課題などを共有し、さらなる推進につなげていきます。
尼崎市 環境審議会	・尼崎市環境審議会は、市長の付属機関として、環境の保全に関する基本的事項を調査・審議するために設置されています。学識経験者や市民・事業者の代表、市議会議員で構成されおり、計画の進捗状況や課題について、適宜、助言などを行います。
市民・事業者・ 市の協力	・市民・事業者・市が協力しながら計画を推進し、その進捗状況を確認する場として「あまがさき環境オープンカレッジ」を活用します。 ・市民や事業者による取組と積極的に連携を図りながら、支援を行っていきます。 ・事業者と産業界・研究機関などとの連携を支援していきます。
広域的な連携 体制	・市域を越えた広域的な課題については、市外の環境団体や国や県とも協力しながら取り組んでいきます。

10. 指標・取組状況の把握

計画の目標の達成度合いを確認していくうえで、量的な管理が適しているものについては数値指標を定め、何をどのように実施したかといった質的な管理が求められる目標については取組状況を把握していきます。

指標については、すでに策定されている環境関連の計画などと整合性を取りながら定めるとともに、環境関連の計画の改定や國の方針の変更などが生じた場合は指標の変更を行うなど対応していくものとします。

11. 計画の進行管理と見直し

計画の推進にあたっては、指標や取組状況や成果を点検・評価し、その結果を次の取組へとつなげていきます。

PDCAサイクル (Plan (計画) - Do (実施) - Check (点検・評価) - Act (改善)) による進行管理を行うとともに、環境マネジメントシステムも活用しながら、目標達成に向けた継続的改善を図ります。

■発行元・発行時期